障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（障害者総合支援法）

第89条の3

1.地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

２.協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

八王子市障害者地域自立支援協議会

八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱

第１条

障害者総合支援法第８９条の３の規定に基づき、誰もが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯すべての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、八王子市障害者地域自立支援協議会を設置する。

第２条　（協議事項）

⑴　相談支援事業の運営等に関すること。

⑵　困難事例への対応のあり方に関すること。

⑶　地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

⑷　地域における社会資源の開発、改善に関すること。

⑸　障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。

⑹　八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第１９２条の１０第１項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等に係る要望、助言等に関すること。

⑺　その他協議会が必要と認めること。

第３条　（組織）

２　協議会の下に運営会議及び必要に応じて部会等を置くことができる。